裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成26年9月3日午後2時00分~4時00分

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 男性 40代(以下「1番」と略記)

裁判員経験者3番 女性 50代(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 女性 50代(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 --- (以下「5番」と略記)

司会者 北 村 和 (水戸地方裁判所刑事部部総括判事)

裁判官 佐 藤 弘 規(水戸地方裁判所刑事部判事)

検察官 原 田 淳 史(水戸地方検察庁検事)

弁護士 立 花 朋(茨城県弁護士会所属)

議事要旨

司会者

本日はお忙しいところお集まりいただきまして,誠にありがとうございます。私は水戸地裁刑事部部総括の北村と申します。本日は,私が司会進行を務めさせていただきますので,よろしくお願いいたします。

まず最初に,本日の会の趣旨について簡単に説明させていただきます。

裁判員制度が始まって5年が経ちました。制度の見直しという議論も盛んになっているところですが、この時期に実際に裁判員を経験された方の率直な感想や御意見をお伺いすることが、裁判員制度自体の運用改善を検討していく上で重要になっていくというふうに考えております。

また一方で、まだ裁判員を経験したことがないという県民の皆さんからすると、裁判員裁判が一体どういうものなのか、自分が選ばれたときにやっていけるのかどうかという心配をされている方も少なくないと聞いております。そういう県民の皆さんに、実際に裁判員を経験された皆さんから

生の声で、心配することはないというような、御負担や不安を少なくするようなお話がいただければ、これから参加される方にも役立つのではないかというように思っております。そういう二つの趣旨で、今回の意見交換会を開催することにいたしました。

裁判員裁判における審理が皆さんにとって分かりやすいものになっていたかどうか、あるいは、より分かりやすいものにするためには、どういう改善が必要なのかという点などを中心として、皆様から率直にお話していただければと思います。

それでは、まず、裁判員を務められた感想をお一人ずつお話していただければと思いますが、その前に、1番さんと3番さんに担当していただいた事件の概要を説明させていただきます。お二人の事件は、アルバイト先の同僚女性に好意を持った被告人が、深夜、その女性方に侵入し、その女性の夫をナイフで刺して殺したという住居侵入、殺人事件ということですね。

1番

はい。最初は不安もありましたけれど、終わってみれば非常によい経験をしたと思っています。私はサラリーマンなんですが、会社にも休める制度がありましたし、5日間という日程でしたが、比較的周りの理解もありよかったと思っています。今日は、私の意見がお役に立てればと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 番

私が担当した裁判は、報道でも大分注目されていたので、最初はすごく 緊張していたんですけれど、裁判員や裁判官の方々の意見がたくさん出ま したし、自分としてはすごくいい経験になったと思います。5日間でした が、会社の理解もあって無事に過ごせました。

司会者

4番さん、5番さんに担当していただいた事件は、被告人が被害者をド

ライバーで突き刺して重傷を負わせたけれども,死亡には至らなかったという殺人未遂の事件ということですね。

4番

はい。裁判員に選ばれてすごく緊張して、最初は何を発言していいのか といろいろ考えたりしましたが、終わってみていい勉強になったなという 感じです。

司会者

裁判員を経験する前後で、生活面などで変わったと思う点が何かありますか。たとえば、新聞記事をよく見るようになったとか、今までは余り耳に入ってこなかったけれど、ニュースなどで刑事事件と聞くと、アンテナに引っかかるようになったとか。

4番

確かに昔に比べれば、新聞などはちょっと見るようになりました。

5 番

私が担当した事件は、自宅近くで起こった事件なんです。まさかその事件の裁判員に自分が選ばれるとは思ってもみなかったので、大変びっくりしました。でも、とてもいい経験をさせていただきました。

私も,新聞は,裁判員裁判ということで結構記事になっていますから, よく見るようになりました。あと,やはり御一緒した佐藤裁判長が担当されている事件は目に入ります。

司会者

では、原田検察官、自己紹介などをお願いします。

検察官

水戸地方検察庁の検察官の原田です。私は裁判員裁判以外の事件も担当 しているんですが、主に佐藤裁判長が担当されている裁判員裁判事件を受 け持っています。

司会者

原田検察官と立花弁護士は、今回参加していただいた裁判員経験者の 方々の事件は担当されていないということでしたね。

検察官、弁護士

はい。

司会者

では, 立花弁護士お願いします。

弁護士

茨城県弁護士会所属の弁護士の立花です。私は、以前、意見交換会を傍聴させていただいたことがあるんですが、自分が刑事裁判を担当するときに、会の際に出た意見をどうやって生かしたらいいかということで、非常に参考にさせていただきました。今回もいろいろ勉強させていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

司会者

では、佐藤裁判官お願いします。

裁判官

水戸地裁刑事部の裁判官の佐藤です。水戸地裁の刑事部は、A合議体と B合議体という二つの合議体があるんですが、私はB合議体の裁判長を務めさせていただいています。

今回この会に参加していただいた裁判員経験者の方が担当した事件は、たまたま、すべて私が裁判長を務めた事件になります。先ほど、みなさんと少しお話をさせていただいたんですが、お顔を拝見して、あんなこともあった、こんなこともあったというようなということが、すごく思い出されてきました。殺人と殺人未遂という事件でしたし、裁判中もそうですが、その後も含めて、いろんな思いなどがあるのではないかと思います。私がいるからといって遠慮なさらずに、忌憚のないお話を今日は聞かせていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

司会者

では、本日の話題事項に移ります。

まず、法廷での審理についての感想。次に評議の感想。三つ目は裁判員を務めるにあたって、どういう負担があったかという点です。そして、最後に、これから裁判員になる方への皆様方からのメッセージをいただきたいと思います。

最初の法廷での審理についての感想は、印象に残った点と、御遺体や傷の写真など、ちょっと刺激的な写真も証拠として出たということですので、 それを取り調べた感想という2点をお願いします。

まず、法廷での審理の中で印象に残った点はいかがですか。

1番

最初の出だしや雰囲気から、厳粛な中での裁判という感想をもって臨んでいました。また、検察官や弁護人の説明では、それぞれ非常に個性的な印象を持っています。特に弁護人側がパワーポイントを使って、語りかけるように我々に説明していたのは、すごく印象的でした。

裁判の進め方自体は非常に淡々というか、特に長いとか短いとかという ようなことはありませんでした。

最後の判決を言う時には、裁判官と裁判員の意見を代表して判決を下す ので、判決の時には少し大きな声を出しますと裁判長が話していましたの で、それは今でも非常に印象に残っています。

3番

報道で大分騒がれている事件でしたし、自分が裁判員をするということ 自体がすごく不安でした。でも、法律用語なども分かりやすく説明してい ただいて、思ったよりもできたと思っています。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述が、詳し過ぎたとか分かりづらかったとか何 か記憶に残っていることはありますか。

3番

初めての経験でしたし、難しいか簡単かというのは、よく分からなかったです。ただ、どちらかといったら、分かりやすく説明されていたとは思います。

司会者

マスコミに注目されている事件だったので, 法廷に入ったときはかなり 緊張して, 耳に入ってこないという感じはありませんでしたか。

3 番

それはなかったです。

4番

確かに法廷に座るということが初めてのことで、すごく緊張もしましたし、弁護人や検察官の声が小さくて、冒頭陳述で何を言っているのかが全然分からなかったということがありました。私だけかなと思っていたら、別の方もちょっと聞きづらいみたいでしたし、裁判長から、もうちょっと大きく話してくださいということは何度も言われたりしていましたので、もうちょっと大きい声で話していただけるとよかったなと思います。

司会者

検察官の声も小さかったんですか。

4番

どちらかというと,弁護人のほうです。

司会者

なかなか慣れていないという印象ですか。

4番

もうちょっとはっきりしてもいいんじゃないのかなという印象が強かったです。裁判自体が初めてですから、他の事件は分かりませんけれど、こんなものなのかなという感じで聞いていました。

司会者

1番さんと3番さんの事件では、証人が出廷しましたが、4番さんと5

番さんの事件では、証人から話を聞くことができませんでした。被告人の話を中心に考えていく事件ということで、実際の審理で分かりづらかったところとか、こうしたほうがよかったんじゃないかというところもあればお話していただけますか。

5 番

4番さんと同じです。確かに声は小さかったです。

司会者

声が大きい人の話のほうが信用しやすいという感じはありましたか。

5 番

それはないです。

司会者

冒頭陳述で検察官と弁護人から紙が配られていた記憶はありますか。

4番

忘れてしまいましたが、なかったんじゃないかと思いますけれど。

司会者

余り記憶にないですか。記憶に残るような訴訟活動をされたかどうかというところにかかわってくるので、すごく重要なところかと思うのですが。 求刑の時はどうですか。紙が配られたか覚えていますか。

4番

それはあったかもしれません。

司会者

それでは、御遺体や傷の写真などを調べた点についての感想に入りたいと思います。各事件で血が写っている写真や傷口などの写真があったかと思いますけれど、それを実際に法廷で調べたときの感想ですね。あったほうがよかったとか、なかったほうがよかったとか、何か覚えていらっしゃるところはありますか。

1番

被害者の御遺体の傷跡は確かモノクロでした。あと、事件があった寝室。 布団があって、壁にちょこっと血がついたようなもの。あと、被害者の妻 が着ていたというパジャマ。あとは、現場の再現写真。後でどうこうとい うことはなかったんですが1点だけ、再現写真の中で被告人が被害者の枕 元に座って顔をのぞき込んでいるような写真があったんです。最初見たと きは冷静に見たんですけれど、事件の背景や動機などを整理していく中で、 改めて思い出すと、リアルなというか、その辺がちょっと怖いというか、 そういうときが一瞬あったように記憶しています。

ただ、全般的にそういう証拠写真を見せる前には、こういう写真が出ますというようなアナウンスを何回もしていただいていましたし、実際に見たら、それほど凄惨な写真はなかったので、非常に冷静に見ることができました。

司会者

裁判官のほうから事前にアナウンスがあったということですが、佐藤裁判官から、どういうタイミングで、どういう説明をしているかなど話していただけますか。

裁判官

今の事件では、発見されたときの現場の御遺体の状況はイラストでした。 実は裁判員の選任手続の際にも、少しそういう証拠がありますという説明 はさせていただいています。あとは、裁判でも、我々もまだ証拠は見てな いけれど、これからそういう証拠が予定されています。法廷では、証拠調 べの際に、検察官から、今からこういうものを示すと言ってくれるし、そ のときに、気分が悪くなったりしたら、すぐに出て休むことはしますと言 ったように思います。

司会者

御遺体や血が写っていた写真を見たときと見なかったときの比較という のは難しいかと思うんですが、見たときの感想も含めて、そもそも、この 写真は要らなかったんじゃないかとか、そういうことで覚えているところはありますか。

3 番

殺人事件ということで、現場の写真を見ると、耐えがたいところもありましたけれど、前もって伝えられていましたし、ないよりはあったほうがいいと思います。ただ、やっぱりイラストとかモノクロぐらいにしていただいたほうがよかったかなとは思います。

司会者

もともとの証拠は全部カラー写真だと思うんですけれど、検察官と弁護 人と裁判所のほうで、どこまでカラーが必要か、どこまで写真が必要かと いうことを検討した上で証拠調べをしたと思います。

今後、同じような事件で、どうしてもショッキングな写真などを見なくてはならないこともあるかと思うんですが、ここを少し変えたほうがより裁判員に参加しやすくなるんじゃないかとか、もう少しショックが少なくなるんじゃないかというアドバイスはありますか。

3 番

ちょっと、そこまで詳しくは……。

司会者

1番さんと3番さんの事件では、110番通報のテープが法廷で流れたようなんですが、どうでしたか。

3 番

110番通報の録音を聞いて、そして証人からのお話を聞いた時に、その時の状態っていうのをちょっと考えることができたと思います。

司会者

それを聞かないと判断しづらかったという感じですか。

3 番

それも一つの証拠だったということです。

1番

自分としては、なるべく事件についてのテレビを見ないようにしていたんですが、今回の事件やほかの事件も含めて、そうしたニュースだと、結構再現コンピューターグラフィックスみたいなものがあるんです。文章と供述だけよりも分かりやすいことが結構あって、可能かどうか分からないですけれど、そういうことが今後できたらというように思いました。

司会者

分かりやすさの点で、そういうものがあったほうが理解が進むようだと いうことですか。

1番

そうですね。

司会者

4番さんと5番さんは、どういう写真が証拠にあったか覚えていますか。

4番

余り覚えていないです。写真もそんなに長時間流したっていうわけでも なく,もうパッ,パッ,っていう感じだったので。

司会者

その写真を後々まで引きずったりとか,もう一回思い出してしまうとか, そこまでの証拠はなかったですか。

4番

そうですね。車に血がついた写真も何枚かありましたけれど、後々ずっと残るというものでもなかったです。やっぱり裁判するのであれば、もうちょっとしっかり、それも証拠の一つであれば、もっとはっきり見せたほうが、もっと評議のときの話し合いがいろいろできたんじゃないかなと思ったりもしました。ただ、余り映されちゃうと、ちょっと気分的にはよくないのかなというのもあります。

司会者

5番さんのほうで何か覚えていらっしゃるところはありますか。血が出ている写真を見ることはふだん余りないと思いますけれど、裁判の場で傷口や血の写真を見て、その日どういう気持ちだったかとか、何か覚えているところはありますか。

5 番

もう少しグロテスクな写真が出るのかなと思っていたんですけれど,恐 ろしいとか怖いとかそういう気持ちは全くありませんでした。

司会者

その写真を見ないと、ここを刺したんだということがはっきり分からない証拠だったんですか。

5 番

そうです。

司会者

証人が出てきていない事件なので、被告人の話と客観的な写真から、事件の内容を探っていくということになるかと思うんですけれど、血が出ていたとしても写真はあったほうがよかったという感じですか。

5番

あったほうが……。

司会者

4番さん,5番さんの事件でも,事前にアナウンスというか,裁判員の選任のときや審理の前に,こういう証拠があるという話はありましたか。

4番

あらかじめというか,裁判長から,こういう写真は出ますということと, 余りはっきり映してしまうと皆さんの気分的にもよくないでしょうから, 考えながらしますというような話はありました。

司会者

それがあって、心構えもできたし、実際に見たときも、そういう説明が

あってよかったという感じですか。

4番

そうですね。なくていきなり映されるとびっくりしますけれど、そうい う写真が出るという話があったので、これといって驚くということはなか ったです。

司会者

審理の感想を一通り話していただいて、評議の話に移る前に、もう少し話しておきたかったということはありますか。たとえば、法廷でのやりとりの中で覚えているところなどございますか。

1番

結構複雑な言い分があったりしたので,頭の整理がつかないうちに,次々と証人が出てくると,あのときもう1回これを聞けばよかったなとか,後から思うことが結構ありました。あの辺がちょっとというときに,でも,もう聞けないんだなとか。そういう意味では,タイムテーブルというか,このときにはこの辺を整理して,質問のポイントを決めたいということが,あらかじめ自分の中でできていたらなというような,一応,後悔とまではいかないですけれど,そういうことがあるのは確かでしょうか。

司会者

どんな事件でも裁判員経験者の方から、後からもう1回聞きたかったというお話があります。もう少し頭の整理をした上で、証人や被告人に質問をするというタイミングをもっと増やしたほうがいいということですか。

1番

そうですね。被告人への質問に関しては多分、皆さん結構整理して、一つ一つ質問事項を決めた記憶があるんですけれど、証人に関しては、結構早いうちだったような気がしたので、順番というか、そこの辺がもう少し工夫があればという印象があります。

3番

評議中,裁判員の皆さんが意見を出したときに,ちょっと分かりにくいところを聞いてみようということで,ポイントを絞って聞いてみることがあったら,もっとよかったかなと思います。

司会者

実際、本格的な評議が始まってしまうと、審理には戻れなくなっている ので、例えば証人尋問なり被告人質問が終わったタイミングの休憩時間な どで、少し話をし始めたほうがいい感じですか。

3 番

そうですね。やっぱり裁判中に質問するというのは、なかなかできにくいと思うので、休憩時間なりを利用して、質問するポイントや、ちょっとこれを聞いてみようかという感じの話し合いがあると、もっと裁判中に質問することができると思います。

司会者

検察官,弁護人,裁判官のほうで今の審理の関係について,何かお伺い したいところとかございますか。

弁護士

先ほど3番さんから、パワーポイントを使った説明があったというお話があったんですが、ほかに弁護人や検察官が機械を使って説明していたとか、道具を使って工夫していたというものが、もしあったら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

1番

これがいつものことなのか分からないんですけれど、たしか検察官も弁護人もパワーポイントを使っていて、検察官も最初にまとめというか、今回の事件のポイントみたいなものを1枚使っていた記憶があるので、それは、我々の頭を整理する上で非常によかったかなと記憶しています。

3 番

そうですね。進め具合のポイントというか, 犯行に至る経緯など順番が

画面に映されていたので, すごく分かりやすかったです。

司会者

画面に出るのと, 手元にも同時に紙があったんですね。

事件によっては、画面のほうだけまず見てくださいという形で、画面に集中して、紙は後から受け取ることもあるんですけれど、実際に紙を手元に持って、かつ画面を見たほうが分かりやすかったんでしょうか。

3 番

画面だけでもいいとは思いますが、手元にあったほうがさらによかった と思います。

司会者

検察官のほうからはいかがですか。

検察官

先ほど1番さんから、証人尋問のお話が出ていたんですが、率直に言って、供述調書を検察官が朗読しているのを聞いて内容を理解できるのかどうか、頭に残りやすいかどうか、その辺の供述調書に対する印象はどうですか。

1番

供述調書自体は、そのまま素直に頭に入ってきましたし、それぞれの印 象が普通に頭に入ってきたという記憶があります。

検察官

供述調書を読み上げるのを聞いていて、供述した本人にちょっと質問してみたかったとか、ここをもうちょっと聞いてみたかったという感覚はありましたか。

1番

どこまで本当だったのかというのは、実際に、面と向かって話せたほうが一番よかったかなというようには思います。

司会者

3番さんはいかがですか。調書でやるのがいいのか、やっぱり裁判に来 てもらって話を聞いたほうがよかったのか。

3 番

もちろん書面だけよりは実際に聞いたほうが、評議のすごいヒントには なると思います。

司会者

次に評議の感想や意見の話題に移らさせていただきます。時間配分や雰囲気はどうだったか、判断が難しいところの説明の仕方はどうだったかというような全体を含めて御意見をいただければと思います。

評議というのは,実際に立ち会った裁判官しか分からないことなんです。 私も佐藤裁判官の評議は,実際に見たこともありませんし,経験者の方に お話を聞かないと,なかなか改善のきっかけがつかめないので,この機会 に,ここはよかった,ここは悪かったということも率直に御意見をいただ き,今後の改善の糧にしたいと思っています。

1番

全体的な感想としては、やりやすかったという印象です。時間配分も、 休憩をこまめにとっていただきましたし、審理が延びてちょっと遅くなっ た日もありましたが比較的オンタイムでやってもらえました。簡単なおや つとか、気分転換ということもあったりして、本当にみんなが意見を言い やすいような雰囲気でした。

判断が難しかったり行き詰まったときも、ホワイトボードを使って一つ一つ整理しながら、今分かったことだけを書き出して、その間の部分をみんなに聞いていたので、進め方も非常にいい印象で、改善点は特にありません。

3番

私も1番さんと同じで、裁判長がホワイトボードを使って、裁判員の意 見を一つずつ入れて、消していくものは消していくというやり方で進めて いったのが分かりやすくてすごくよかったと思います。

雰囲気も休憩時間は取ってくださったのでやりやすかったです。

司会者

話し合いをするときに付箋を使ったりしたことはありましたか。

3 番

付箋はなかったです。

司会者

皆さん方から出た意見を,司会をしながら佐藤裁判長が書き出していた んですか。

3 番

はい。そうです。みんなの意見をそこに入れていました。

司会者

リアルタイムに見える化していく感じが分かりやすかったという感じですか。

3 番

はい。

司会者

4番さん,5番さんで,評議のときに何か覚えていることはありますか。

4番

ホワイトボードに書いて説明してくれたので、分かりづらいということはありませんでした。結構、みんながそれなりに意見を言える雰囲気を作っていただいていましたし、これといって悪いというところはないです。 裁判長だけでなく、裁判官にもいろいろと分からないときに聞くとちゃんと教えていただけました。

司会者

評議の際に、この辺をもう少し裁判官から分かりやすく聞かせてもらい たかったなとか、十分に意見が言えたかどうかとか、評議に満足感があっ たかどうかについてはいかがですか。

5 番

それは4番さんと全く同じです。

司会者

刑をどういう考えで決めていくのかという基本的な説明が裁判官からあったかと思うんですが、その辺の説明はどうですか。うなずかれているので、特に疑問に思ったりとか分かりづらいっていう感じはなかったということですか。

量刑グラフみたいなものは出ましたか。

1番

出ました。

司会者

量刑グラフをもう少し前に見ておきたかったとか、そういう感想はありますか。

4番

話し合いをする,そのとき,そのときにやっていたので……。

司会者

検索条件にいろいろ入れていったっていう感じですか。

4番

そうです。

司会者

一つだけ見せられるとかそういうことではなくて,これを入れたらどうなる,これを入れたらどうなるという形で何回かやってみたと。

4番

そうですね。じゃ,ここはこうだから,こうかな,ああかな,みたいな ことを一つ一つやっていってという感じだったと思います。

司会者

グラフを見て、何となく大まかなイメージはつかめましたか。

4番

自分の中では、こうじゃないのかなと思っても、みんなの意見をいろい ろ聞くと、ああ、そうなのかなというようになったりして、分かりやすか ったと思います。

司会者

評議の進め方や感想について、他に何かございますか。

検察官, 弁護人はいかがですか。

検察官

検察官は、最後に論告をメモでお配りしたりして、検察官はこういうふうに主張しますと言うんですが、その中で、検察官が何を言いたいのか分からないとか、どの辺を重く見ているのか分からないとか、逆に、検察官はここをこう、特にこう見てほしいっていうふうに、何か明確な主張をしたほうが分かりやすいというような御意見があれば伺いたいと思います。

1番

簡潔にどんな事件かとか、問題点とか経緯とか、求刑とかを順番に書いてありましたので、そういう意味では、検察が何を問題としているのかとか、こういう理由でこれだけ求刑しますというところで、分かりにくいところはなかったです。

3 番

分かりやすくまとめられていたのではないかと思います。

4番

裁判に初めて関わるにあたっては、すごく分かりやすいメモだったと思 います。

司会者

分量的に文字が多過ぎるというような感じではなかったですか。

4番

それはないです。

5 番

見やすいし,分かりやすいと思います。

司会者

弁護士から出された弁論要旨についてはどうですか。

4番

弁護士さんのほうは文章だらけなので、検察官のメモのほうが短くまと まっていて分かりやすいかなという気はします。

司会者

人によっては、文章になっていたほうが分かりやすい、色がついてない ほうが見やすいという人もいるんですけれど、5番さんはいかがですか。

5 番

見やすいと思います。

司会者

検察官の論告メモのほうが見やすくて、分かりやすかったということですか。

5 番

はい。

司会者

弁護人のほうから質問はございますか。

弁護士

もし思い当たるものがあればでいいんですけれど、弁護人や検察官が使っていた言葉の中で分かりづらかったものとか、後から、裁判官から説明 を聞いて分かったものというのがあれば、教えていただきたいと思います。

1番

単語で分からないことがあったかどうか記憶がないんですけれど,あったとしても,後から評議の中で,裁判長や裁判官から意味の説明があった

と思います。あとは、審理中のやりとりの中で、これは何の何で、証拠として取り上げるとか取り下げるというような専門的な手続的なやりとりがあり、そういったやりとりは、ちょっとポカンとして聞いていた記憶があります。

裁判官

法律解釈とか言葉自体が難しかった部分についてはできるだけ説明した つもりでいたんですけれども、今のお話を聞いて、まだ足りないところが あるかなと思いました。

ただ、検察官や弁護人が証人に対してどういう意図で尋問したかということは、まさに聞いた人がどう感じるかというところなので、私が思ったことを説明してしまうと、そういうように証拠を評価してくださいということを押しつけることになってしまいます。ですから、分からなかったところは、あえて説明はせずに、分からなかったら分からない、そういう証拠だったんですよということで進めていったような気がします。

司会者

続いて,裁判員の負担の話に移らせていただきます。

1番さんと3番さんの事件では、裁判の前の週に選任手続を行って、実際の裁判は5日間。4番さんと5番さんの事件では、裁判の前の週に選任手続があって、裁判は4日間ということでした。

それぞれのお住まいから裁判所までの距離的なこととか日程調整のこととか、その辺も含めて御苦労されたところや、ここはこういうふうに変えたほうがいいというようなことで何かございますか。

1番

私の場合は、選任の次の週から裁判ということでしたが、準備とか、それなりに、どういうことをやるんだろうということを改めて選任されてから考えることもありますので、そういう意味では間があいていたほうがいいかなと思います。

あと、仕事がありましたから、会社内で身の回りの仕事をお願いするといった調整的な苦労はありましたけれど、間があくと、気持ちが切れてしまったりとか、間に仕事があると多分、一回手をつけた仕事が残ってしまったりすると思うので、そういう意味からも連続した中で終わったほうがよいと思います。

司会者

3番さん御本人の感想でも結構ですし、ほかの裁判員の方の感想を覚えていればでも結構なんですがいかがですか。

3 番

仕事をしている方にとっては、その仕事のまとめじゃないですけれども、 その間のことを済ませたり頼んだりするということで、選任から裁判まで は日にちをあけて、裁判中は続けてやるということでよかったと思います。

司会者

例えば水曜日に1日休憩を挟むよりは、5日間連続のほうがよかったと。

3 番

そうだと思います。

4番

やはり日程は連続したほうがいいと思いました。

5番

何日から何日までは裁判になりますという,選任のときに出してもらった書面を会社のほうに提出したので,それは助かりました。

司会者

選任のときに何日には来なくてはいけないっていうことを把握して、それから裁判まで間があくんですけれども、そこは、やっぱりあいてたほうがいい感じですか。

5 番

それは、あいていたほうがいいと思います。

司会者

皆さんのほうで、裁判員裁判に参加しやすくするために、ここを変えた ほうがいいんじゃないかというアドバイスがあれば、細かなお話でも結構 ですのでお願いします。

1番

私も実際、どうしようかと実は悩んだほうですが、その悩むところが阻害しているところなのかなという気がするんです。

一つはやっぱり、裁判員をやることでどういう責任を負うのか、事件や 判決にかかわるときに、逆恨みがないかとか、そういう意味で、自分のプ ライバシーがどう保たれるのかとか、その辺の不安が何となくあったよう な気もします。

あとは、裁判員の役割がどういうものなのかという動機づけ。例えば、裁判員裁判の判決に対して、世間一般の方が、納得するような結論だったね、やっぱり裁判員裁判でよかったねということが周知されれば、逆に、僕も裁判員をやってみようとか、そういうような動機づけがあればいいかなと思います。

3 番

一番最初に、裁判員候補者になったという書類が裁判所から送られてきたんですけれど、それを見てすごく不安になったんです。裁判員になるにあたって、参加しやすくするための情報というか、そういう意見が知りたいです。

司会者

制度が始まる前はかなり裁判員制度ってこういうものですというPRをしていて、新聞やテレビでもよく取り上げられていたんですけれど、最近は報道も少なくなっているようですし、やっぱりPR不足な部分があるという感じですか。

3番

それが一番だと思います。

司会者

最初に送られた冊子を実際に見ましたか。

3 番

見ました。実際に自分が本当に裁判員になったらどうしようっていうのが一番の不安でした。私がなったころは、まだ、裁判員が記憶にある段階だったので、いろいろ資料を見て、裁判員になってもいいかな、とまではいかなかったんですけれど、どういうものかという興味はありました。

司会者

その段階で心積もりもできた感じですか。

3番

心積もりまではいかないですけれど、こういうものなんだっていうこと を把握できました。

4番

私も確かに、書面が来たときには、1週間ぐらい中も開けず、置きっ放 しみたいな感じでしたし、中を見て、うそでしょうって感じでした。

あと、一緒に選ばれた方たちの中で、こういうので選ばれたので休みを取りたいと言っても休みが取れない、上の人に何でそんなのに行くのかと言われたという方も何人かいました。そういう面では、選ばれたから、何日から何日に裁判がありますというような会社側に出す書面のようなものがあったらいいんじゃないのかなと思いました。

司会者

仕事場の理解がどの程度あったかどうかについてはいかがですか。

5番

頑張って行ってこいって言われました。

司会者

裁判員を経験した後で職場に戻ってから, どういう制度だったとか, こ

ういうことやりましたということを話す機会や聞かれたことがありましたか。やってよかったとかというようなことも含めて、その辺の話題が職場の中で出たかどうかなんですが。

5 番

来たらどうしよう、というようなことはみんな言っていましたが、そのときは、宝くじに当たったとでも思ってとみんなに言いました。

司会者

なるべく背中を押してあげるような感じですか。

5 番

そうですね。

司会者

最後に、これから裁判員になる方へのメッセージを一言ずつお話していただきたいと思います。やったことがない、あるいは、裁判員制度自体を知らない方もたくさんいらっしゃいますので、裁判員経験者として、こういうところがよかった、あるいは、ここは変えたほうがいいというところも含めていかがでしょうか。

1番

自分は裁判員になってやっぱりよかったというふうに思っています。今まで裁判とか事件というのは自分に関係ない世界だと思っていましたし、裁判官や裁判所にもなかなか接する機会がありませんでしたが、身の回りで起こることでもありますし、やる価値のある制度だと思いますので、ぜひ選ばれたらやっていただきたいと思っています。

3 番

私も1番さんと同じで、実際に自分が裁判員になって、最初はすごく不安でしたが、裁判員の方々や裁判官の方々の印象がすごく良かったので、 私自身からも勧めたいと思います。

司会者

周りの方でも不安に思っている方は多いですか。

3 番

そうですね。職場に戻って、何名かの方は裁判員になったことを知っていて、どうだったというふうに聞かれましたから、難しく考えなくても大丈夫だよっていうことは伝えてあります。

4番

最初はすごく緊張しましたけれど、もしこれからなる方には、肩の力を 抜いて何も考えず、スーッとそこに入っていくみたいな感じで裁判員にな られるといいんじゃないかなと思います。

司会者

5番さん,いかがでしょうか。

5 番

自分の身の回りで,裁判員に選ばれたという人がいないので,もしそういう話が出たときには,みんないい人だということを宣伝します。

司会者

では, 記者の方から質問ございますか。

読売新聞

裁判員制度自体が実際に今後もずっとこの形で続いていったほうがいいのか、あるいは、こういうところを変えたほうがいいんじゃないかとか、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

1番

一般の人が、裁判や司法を身近に感じるという意味では、こういった経験はすごく役に立つので続けたほうがいいかなと思いますが、実際、例えば判決や量刑が、一般の人の感覚に合っているかどうか。実際の確認というか、制度が変わったことで、その辺のギャップが埋まってきたかどうかを確認して、それが確かに狙ったとおりだったというようなことが分かれば、より続けたほうがいいかなというふうには思います。

3 番

裁判というものを一般の方にも分かっていただくように、裁判員制度というものが取り入れられたことはすごくいいことで、今後も続けていいと思います。実際に経験していない方からは、法律も全然分からないのに裁判員になっても意味がないんじゃないかという意見もあるようなのですが、裁判員制度で裁判を経験して裁判を身近にするということがすごくいいことだと思うので、私は、裁判員制度をそのまま続けてもいいと思います。

司会者

4番さんや5番さんの方で、付け加えて何かお話ししたいことはありますか。やめた方がいいという御意見ではないということでよろしいでしょうか。分かりました。

茨城新聞

御自分が担当した事件について,裁判前や裁判中の報道が何か影響することはありましたか。

1番

自分に関していえば、影響されていません。見ないようにとは言いつつも、裁判が始まったとか、そういうニュースは入ってきます。実際、どういう解釈で報道されているかということもうっすらとは入ってきていましたが、それはそれで置いておいて、実際の目で見て、聞いて感じたことをもとに判断したと思っていますので、そういった意味では、部屋に入った瞬間からは気持ちを切り替えて、フラットな立場で進めたというふうに思っています。

3 番

私も1番さんと同じ意見です。評議の中で,裁判外の情報と裁判の中の 状況がかぶるようなこともあるし,全然違う意見になるので,そこは,な るべく外の情報じゃなく,裁判の中で実際に見た資料で見るようにしてい ました。

司会者

マスコミで取り上げられている事件だから、より裁判中は余り見ないようにしようという雰囲気だったのか、その辺はいかがですか。

1番

報道を見たという方もいましたが、やっぱり最後はバランスだと思います。そういう意見も聞きながら、でも、自分はこう思うということかと思います。人によっては違うと思いますけれど。

NHK

今回みなさんが担当された事件は、殺人事件と殺人未遂事件ということでしたけれど、御家庭や御家族の反応とか、影響といったものはありましたか。やめたほうがいいんじゃないかとか、やっている最中に何か心配されたりだとか。

1番

特に心配はしていないですね。危ないんじゃないとかと言われることはなく、逆に、今日どうだったっていう勢いで聞かれたりしました。自分から話すことはなかったんですけれど、家族が不安がるようなことはありませんでしたし、不安になるような状況になることもないというように自分でも思っていましたので、特に不安はありませんでした。

3 番

私も不安は全然ありませんでした。会社も裁判員制度をちゃんと理解していて、時間もちゃんといただけましたし、進んで、行ってこいと言われました。

4番

私も別に家族がどうこうっていうことはなく普通でした。家族は別に, 何を聞くわけでもなくっていう感じで過ぎていきました。

司会者

裁判の途中で、御家族から、今日は何やったのとか、いろいろ聞かれて

いたのか、むしろ逆に、周りがあんまり聞かないような雰囲気になっていたのか、その辺はいかがですか。

4番

主人が自分から聞いてくるということはなかったです。やっぱり聞いちゃいけないんだろうっていうのがあったのかもしれないですけれど。完全に終わったときに、こうだったよっていう感じで話したぐらいです。

5番

家族からは、せっかく選んでもらったんだから精いっぱい、一生懸命やってくるようにって言われたぐらいです。

司会者

そっとしておいてあげようっていう感じなんですかね。

5番

そうですね。

司会者

裁判の途中で言いたいことも言えない状況よりは、評議の内容を話すのはだめだと思いますが、御家族の方にはどういう雰囲気だったとか、法廷ではこういう話があったんだということは話していただいてもよかったのかなとは思うんですけれど、実際には、自分から話すという感じではないですか。話しづらいし、周りも聞かないような雰囲気なんですか。

1番

そういう感じです。

読売新聞

裁判員制度も、最初は大きく報道されて、皆さん御存じだったと思うんですが、だんだんと距離が広がっているという感じがしています。先ほどのお話の中で、裁判所から書類が届いてなんだか不安になったというようなお話も出ましたが、どうやったらそれを緩和できるのか、どうやったら裁判員制度を身近にできるのか。また、報道でも、こういう情報があれば

分かりやすかったとか、安心できたかというような御意見があればお聞か せいただければと思います。

司会者

PRの方法は、いろんな形があると思うんです。事件ごとに報道していただくとか、学校で説明していただくとか、成人前の中学生、高校生、大学生にPRするとか。裁判所も、どうやったら関心を持ってもらえるか、どうしたらハードルが低くなるのかをいろいろと考えてはいるんですが、経験者の方から何かございませんか。

1番

今,こんな裁判員裁判の事件があるというような報道があればとは思いますけれど,そうそうあるわけでもないでしょうし,かといって学校で裁判員制度を改めてといっても,これというのは思いつきません。

3 番

今のところ, なかなかアイデアは出てこないですね。

4番

私たちは、裁判員に選ばれたからこういう流れなんだなというのが分かりますけれど、選ばれない人は、どういうことか分からないと思うんです。 裁判員制度はこういうもので、こういうことをするんだ、選ばれたときにはこうしてくださいというような流れを、ちょっと大げさかもしれませんが、公民館とかそういうところで、説明会みたいなものがあったら、そんなに怖がるということはないんじゃないかなと思います。

司会者

例えば、みなさんの職場に裁判官が伺って、裁判員制度について説明を する、あるいは職場の方から質問が出たら、裁判官が答えるというような 機会を作ることについてはどうですか。

5 番

それはいいことだと思います。

司会者

例えばPTAとか職場で、説明会のようなものを行うことを増やすこと についてはどうですか、やったほうがいい感じですか。

4番

多分やったほうがいいのではないでしょうか。そうしたらみんなが、もっと裁判員制度っていうのはどういうものかが分かるんじゃないかと思います。

司会者

分かりました。

それでは、検察官、弁護人、裁判官から、一言ずつお願いします。

検察官

今日は,大変貴重な御意見をいただきまして,ありがとうございました。

私は今、裁判員裁判を担当していて、裁判員の方がどうすれば分かりやすくなるかを日々考えてやっているつもりではあるんですけれど、検察官が思う分かりやすさと、裁判員の方が実際に感じる分かりやすさには多分ズレがあると思います。実際に我々が、分かりやすいだろうと考えてやったことを、どうでしたと聞くことはできないので、こういう機会に直接いろいろなことをお聞きすることは非常に参考になりますし、早速、今後の裁判員裁判にも生かしていきたいと思っています。

弁護士

本日は、大変貴重なお話をどうもありがとうございました。

裁判員裁判に当たって、弁護士のほうでもかなり手探りな部分というのがいまだにありまして、こういう生の声を聞かせていただける機会は本当に貴重なものでした。私自身もそうですし、県内の弁護士で必要なものを共有して、また、よりよい訴訟活動に反映できたらと思っています。

裁判官

本日は、どうもありがとうございました。私がいないほうが、もっと話

が盛り上がったんじゃないかなと不安を覚えているところですが、時間もまだ少しございますし、法廷での審理の感想のところでお話する機会がなかったので、ここで、3点ほど話をさせていただきます。

一つ目は、検察官や弁護人の冒頭陳述を全然覚えていないという話です。 冒頭陳述は、裁判の始まりのほうなので、裁判員の皆さんが、かなり緊張 していることもありますし、これからのポイントというか、道しるべのよ うなところが分かれば十分じゃないかということで、今はできるだけ、検 察官や弁護人にはコンパクトにしていただこうということでやっているん ですけれど、今日のお話を聞くと、まだまだ足りないということでしたの で、今後一層、検察官や弁護人にお願いしていきたいというように思いま した。

二つ目は、証人尋問などでポイントがちょっと分かりにくいという話です。裁判所から質問するときには、少し長めに休憩をとって、そのときに皆さんで議論して、こういうことを聞こうということをやっていたんですが、証人に話を聞くときのどこがポイントなのかというところは、内容が難しかったところもあるんですけれど、すごく反省しています。

尋問の内容が検察官や弁護人、裁判所もそうなんでしょうけれど、長くなることで、言っている内容が全部伝わらなくて、かえってポイントが分かりにくくなっているところもあるのかなと。今日のお話を聞いて、ポイントだけでなく、いろんなものがついてきたので、少し分かりにくくなった面もあるのかなと思いました。

三つ目は、御遺体の写真などについてです。正直なところ、裁判官裁判のときには余りそこを厳格に捉えていないで、割と広く証拠を採用していたところがあるんですけれど、皆さんのお話を聞いて、人によってはやっぱり刺激が大きいということを今考えていました。御遺体の写真などを証拠として採用するときには、そもそも何のために証明するのかをもう一度私たちも改めて考えて、仮に必要だとしても、本当にそれを出さなくちゃ

いけないのか、ほかの証拠を、例えば本当にカラーが必要なのか、白黒ではどうか、イラストではどうかとか、枚数とか、そんなところも、もっともっと詰めていかなくちゃいけないと改めて思いました。

裁判員制度が始まる前から、模擬裁判をやったり、アンケートを取ったり、また、いろいろこれまでを踏まえたり、想像して、こうじゃないかとやってきたんですけれど、やっぱり今日のお話を聞いて、まだまだこちらも精進が足りないなと。できるだけ負担がないように、できるだけ分かりやすく審理をする努力が、まだまだ足りないというように思いました。

皆様にお聞きした御意見をもとに、検察庁と弁護士会を含めて、制度の 改善に一層努めていきたいというふうに思いました。

司会者

審理や評議の進め方など、まだまだ裁判官も改善しなければいけない点がありますし、少しずつ前進して、いいものにしようと思っていますので、 今後も長い目で見守っていただければと思います。

また、周りの方に対しても、やっぱり実際に経験した方の声が一番響くと思いますので、こういう意見交換会の中の話も含めて、裁判員制度、裁判官、検察官、弁護人ってこういう人なんだよということを積極的に声に出して説明していただければありがたいと思いますので、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これで裁判員経験者の意見交換会を終わらせていただきます。 本日は長時間にわたり、貴重な御意見をありがとうございました。